



(2) 外国税額控除制度の見直し

- ① 国外所得の一括限度方式を堅持した上で、所得の90%というシーリングを撤廃
- ② 外国税額控除限度超過額及び余裕額の繰越期間を3年から7年に延長
- ③ 地方税から控除未済となった金額は、法人税と同様に還付

(3) 外国子会社益金負算入制度の見直し

- ① 益金不算入対象に海外支店の所得を含める
- ② 益金不算入対象となる配当にかかる源泉税の書類保存要件を廃止

(4) 移転価格税制の見直し

- ① 無形資産の取扱いを企業にとって予見可能性が確保され、且つ国際的なルールと整合性のある法令レベルで規定する
- ② 国外関連者から、企業が事実上コントロールできない50%出資先を除外し、「50%以上」を「50%超」とする
- * ③ 租税条約締結国との移転価格課税の場合には相互協議の後でなければ更正できない制度とする。また、租税条約において対応的調整の実施規定、仲裁規定を盛り込む
- * ④ 相互協議の結果に基づく所得調整は、合意年度での確定申告において調整することも選択できる制度とする
- ⑤ 「特定事実」が存在することによる実質支配基準で国外関連者と判定する際は、税務当局側に挙証責任があることを明文化する

(5) 二国間租税条約の締結及び改定促進

- ① 配当等にかかる源泉税課税の撤廃ないしは大幅軽減を盛り込んだ日米租税条約をモデルとして改定を促進
- ② 外国子会社配当益金不算入の対象となる二重課税排除条項における持株割合の引下げ
- * ③ 未締結国との締結が急務
- ④ 租税条約の各条項で規定されている持分割合について、連結納税グループ全体での持分割合を基準に判定できる旨を規定する
- * ⑤ 租税条約の適用を受ける際に提出する資料の有効年数規定の撤廃

